

生徒心得

1. 学 習

- (1) 学習は生徒の本分である。特に授業は学習の中核であるから、精神を集中し積極的に授業を受ける。内容に疑問がある場合は教員に質問し、疑問を後に残さないように心がける。
- (2) 特定の教科のみを重視することなく、総合的な教養を身につけ、健全適正な判断力を養う。
- (3) 考査は自己の学習結果を省みるよい機会である。したがって考査には真摯な態度でのぞむ。決して不正な行為をしてはならない。

2. 礼儀と服装

- (1) あいさつは、社会生活を円滑にするための最も大切なことである。来客、教員、学友および知人に会った時は進んで学校の内外を問わずあいさつをする。
- (2) 節度ある態度で接するように努める。
- (3) 服装は本校指定の制服を着用し、華美を慎み、つねに端正調和に心掛ける。
- (4) 履物は原則として皮靴及び運動靴とする。
- (5) 衣替え期間は設けないが、6月1日から夏服、10月1日から冬服を目安とし、気候に応じて校則で認められているものを各自で選んで着る。ただし行事等で正装しなければならない場合を除く。行事等…頭髪服装検査も含む。
- (6) 校内の実習着、体育着はその授業時間のみ着用し、普通授業のときは着用しない。
- (7) 服装、頭髪等についての詳細は別記する。

3. 校内生活

- (1) 始業時刻は8時35分である。この時刻までに教室に入室していること。8時35分以降は遅刻カードに必要事項を記入し、職員室で検印をもらい入室すること。
- (2) 校舎内では静かにし、他人の迷惑にならないよう行動する。
- (3) 式典、集会等は、静粛な態度で臨むこと。
- (4) 校舎内では学校指定の上履きを使用する。
- (5) 廊下の掲示板には注意し、常に見落とさないようにする。
- (6) 所持品には類型、学年、氏名を明記し、保管について十分注意をはらうこと。他人の物品を無断借用するなど分別のない行動は取らない。
- (7) 学校には不必要な多額の金銭またはナイフ・ライター等の危険物を持参しない。
- (8) 校外実習等を除き基本的に放課後まで敷地内で過ごすこと。（やむを得ない場合は外出許可をもらうこと。）
- (9) 校舎・校具・施設・備品、特に机、椅子、ロッカー等を大切にし、校地の樹木を愛護すること。
- (10) 掲示、集会、印刷物の配布などを行う時は、係の教員に申し出る。
- (11) 学友の負傷、発病又は火災・盗難などの異変を発見した場合は、すぐ近くの教員に申し出る。
- (12) 校内でのスマートフォンの使用は、原則休み時間教室内に限る。情報モラルとマナ

一を守り、周囲の迷惑にならないように使用すること。

- (13) ピアス及び穴止め具は預かりとする。
- (14) 校舎内外問わず食べ歩きをしない。
- (15) 男女間の交遊については節度を守り、健全な関係とすること。

4. 合宿に関する事項

- (1) 合宿訓練は技術の錬磨と共同生活の向上を図ることを目的とするが、学校生活の一部であることを自覚し、心身の陶冶を行い、学校教育の目的達成のために協力すると共に、修養であることを認識し意義ある合宿を行うよう努力する。
- (2) 合宿の期日、場所は各部で決定のうえ、学校長の許可を得ること。
- (3) 合宿は10日以内とする。
- (4) 合宿は顧問の監督のもとに行うこと。合宿に参加する場合は保護者の承諾を必要とする。
- (5) 日課表を作成し、規則正しい生活をし、特に保健衛生に留意する。

5. 校外生活

- (1) 外出する時は、行く先・目的・帰宅の時刻・同行者などを保護者に告げ、許可を受けてから出かけるようにする。夜間外出は午後9時までとし、保護者の許可のない外泊をしてはならない。
- (2) 校外の大会に参加する時は、必ず学校の許可を得てからとする。また、目的不明な集会や行事などには参加しない。
- (3) 家庭または近所に感染症が発生した場合は、予防に努めるとともに速やかに学校に届け出る。
- (4) 社会道徳を重んじ、公共物を大切にす。
- (5) 家族や友人と共に旅行に出かける時は、担任に旅行の目的と概要を申し出ること。

6. 下宿生徒心得

- (1) 下宿先の同居人であることを考え、下宿先の迷惑にならないように心がけ静かに起床し、嫌悪の情をおこさせたりすることのないよう注意する。
- (2) 同室者のある場合には、互いに人権を尊重し自分勝手な言動を慎む。
- (3) 来訪者には訪問者としての礼儀を守ってもらう。特に夜間の来訪者は午後8時迄とし、必ず帰宅してもらう。
- (4) 日々の生活計画を立て実行する。
- (5) 異性との交遊は、特に誤解をうけ易いので原則として下宿先に来室しての交遊は断ること。

7. 通学上の注意事項

- (1) 遅刻、早退がないように心がける。やむを得ない時は、必ず担任の教員に届け出るとともに、遅刻・早退カードにその理由を記入する。
- (2) 用事などで遅くまで学校に居残る時は、予め家庭に知らせ、クラブ顧問又は担任の許可を受ける。

8. 交通関係について

【通学について】

- (1) バイク通学は原則として認めない。
- (2) 自転車で通学する時は、学校指定のステッカーを貼付すること。
- (3) 交通ルールを遵守し、事故に十分注意すること
 - ・万一事故に遭遇した場合は、その場を立ち去らずケガがある場合は最善の措置講ずるように努めること。
 - ・相手のある場合、立ち去らずに状況を確認するなど適切に対応すること。
 - ・保護者、学校に出来るだけ早急に連絡すること。
 - ・その他状況判断に迷う際は、現場に居合わせた周囲の人に助けを求めるなど落ち着いた行動をすること。
- (4) 交通機関を利用する時は不正マナーを守り、お互いが気持ちよく安心して利用できる環境作りに努めること。
- (5) 定期券購入の際の学割発行手続きは事務室で行うこと。

【運転免許取得について】

- (1) 原付免許を取得しようとする時は、担任を通じて保護者連署の取得許可願を生徒指導部に提出し、許可を受けること。ただし、一学年については夏休み以降とし、欠点科目を有する者の取得は認めない。
- (2) 自動二輪車の運転免許の取得、運転および同乗は禁止する。
- (3) 自動車教習所への通学は、10月1日以降とする。事前に、三者面談等で担任から説明を受け、自動車教習所通学許可願を提出し、許可を受けること。なお、卒業検定合格後は担任に報告すること。
- (4) 自動車免許の取得は、第4期考査終了以降とする。
- (5) 自動車の運転は卒業式以降とする。

【その他】

- (1) 原付バイクを運転する際は交通法規を守り、常に安全な運転をするよう心がけ、必ずヘルメットを着用すること。ただし、半キャップは禁止とする。
- (2) バイク等の貸借を禁止する。

9. アルバイトについて

- (1) アルバイトは許可制である。原則として、家庭の経済的事情等で必要と認められる場合に許可する。(担任及び部活顧問からの許可が出なければ認めない。)

「アルバイト許可証」に必要事項を記入の上、許可を得てからおこなうこと。ただし、欠点科目を有する者、あるいは多欠席、素行不良の者については原則的に許可をしない。すでに許可を得ている場合でも、取り消すことがある。

- (2) アルバイトまでの流れ



【時 間】

- (1) 労働時間が1日8時間を越えないこと。
- (2) 午後8時以降に及ばないこと。
- (3) 午後9時には帰宅すること。

【その他】

- (1) 学業を優先とする。定期考査期間中（考査一週間前より考査終了まで）のアルバイトは行わない。
- (2) アルバイトをすることによって、高校生活及び学習面において、決して悪影響を及ぼさないこと。

【禁止されているアルバイト】

- (1) 労働時間が1日8時間を越えるもの
- (2) 原付バイクを使用するもの
- (3) 午後8時以降に及ぶもの
- (4) 居酒屋、スナックなどお酒の提供を主とする仕事（コンビニ等は除く。）
- (5) 運転中の機械の清掃、検査、修理作業
- (6) 床面から2メートル以上の高さにおける仕事
- (7) 有害物を取り扱う仕事
- (8) 著しくゴミ、粉じん、ガスの発生する仕事
- (9) トンネル内における仕事

【罰 則】

無届けでアルバイトをしている生徒、上記の条件に概当するアルバイトをしている生徒については、特別指導の対象となる。

10 一般禁止事項

- (1) 飲酒、喫煙
- (2) 凶器類の所持
- (3) 麻薬その他類似薬品の所持・使用

11 届出願について

- (1) 諸届願は、様式に従って事前に提出しなければならない。
- (2) 諸届は保護者、又は保証人連署で提出しなければならない。
- (3) 諸届の用紙は担任から受けとること。

12 その他

SNSの利用については近年様々なトラブルが発生しているので十分注意すること。